

第八号

徳島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正について

徳島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

徳島県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十四年徳島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十五条の二」を「第六十八条の三」に改め、「基づき、」の下に「同法第六十八条の二第一項に規定する広域化等支援方針（以下「広域化等支援方針」という。）の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他」を加える。

第六条中「基金は、」の下に「広域化等支援方針の作成及び広域化等支援方針に定める施策の実施に必要な費用並びに」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国民健康保険法の一部が改正され、平成二十七年年度から保険財政共同安定化事業の対象が全ての医療費に拡大されること等に鑑み、徳島県国民健康保険広域化等支援基金について、広域化等支援方針を作成し、及び広域化等支援方針に定める施策を実施するための所要の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。